

- | | | |
|---|---------|--|
| 1 | 監査等の種類 | 定期監査及び行政監査 |
| 2 | 監査の対象 | 市民病院
令和5年度分 必要に応じて令和6年度分 |
| 3 | 監査の着眼点 | 令和6年度 公営企業会計定期監査及び行政監査実施計画
(以下「実施計画」という。)に定める着眼点による |
| 4 | 監査の実施場所 | 実施計画に定める実施場所 |
| 5 | 監査の日程 | 令和6年5月31日～令和6年7月23日 |
| 6 | 監査の結果 | |

岐阜市監査基準に準拠し監査を実施したところ、次のような事項が見受けられたので、改善に努められたい。

上記の事項以外については、おおむね適正に処理されているものと認められた。
なお、軽微な事項については、別途指示した。

[指摘事項]

(1) 未収金の回収について

未収金のうち、医業収益の過年度未収金は、前年度末と比較して 4,177,608 円の増であり、令和6年3月末現在で 90,979,613 円である。

また、医業外収益等の過年度未収金は、令和6年3月末現在で 1,467,475 円である。

今後とも、現年度未収金の早期回収を図ることで過年度未収金の発生を抑制するとともに、過年度未収金の早期回収に努められたい。

(2) 適正な財務会計事務の執行について

ア 政府契約の支払遅延防止等に関する法律第10条は、支払の時期を書面により明らかにしないときは、「相手方が支払請求をした日から15日以内の日と定めたものとみなす」と規定している。

しかしながら、令和5年3月12日に実施した看護師採用試験に係る適性検査判定委託料 19,140 円（支払期日 3月28日）について、6月1日に支払われていた。

イ 岐阜市病院事業企業会計規程第44条は、主管課長は、事業年度、支出科目、支出金額、債権者名等が適正であるか否か調査し、支出伝票を作成し、管理者の決裁を受けなければならない旨規定している。

しかしながら、令和5年4月7日付けで託児所の利用を終了した職員A及

び職員Bに係る4月分の託児料について、日割計算を行うべきところ、1か月利用した場合の託児料を5月支給の給与から控除していた。さらに、職員Aについては、5月の託児所の利用がないにもかかわらず、1か月利用した場合の託児料を6月支給の給与から控除していた。

また、看護専門学校が前金払としている23種類の年間定期購読雑誌のうち、令和3年度に1種類の購読代金3か月分3,645円（令和4年1月分から3月分）が、また、令和4年度に他の1種類の購読代金1か月分2,475円（令和4年4月分）が、それぞれ二重に支払われていた。その後、令和5年8月24日に当該二重支払した購読代金合計6,120円が返金されていた。

今後は、政府契約の支払遅延防止等に関する法律及び岐阜市病院事業企業会計規程を遵守し、適正な財務会計事務の執行に努められたい。

（3）適正な事務執行について

地方公務員の育児休業等に関する法律第10条第1項は、職員は、任命権者の承認を受けて、当該職員の小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため、当該子とその始期に達するまで、常時勤務を要する職を占めたまま、同項各号に掲げる勤務の形態により、当該職員が希望する日及び時間帯において勤務することができる旨規定している。

また、育児短時間勤務の承認を受けた職員の給料月額、岐阜市病院事業の企業職員の給与の種類及び基準に関する条例施行規程第3条第1項の規定により、当該職員の受ける号給に応じた額に、岐阜市病院事業職員の勤務時間、休暇等に関する規程第2条第2項で規定する病院事業管理者が定める当該職員の1週間当たりの勤務時間を38時間45分で除して得た数を乗じて得た額とされている。

しかしながら、看護師Aが育児短時間勤務の承認を病院事業管理者に請求する際、当該勤務期間は子が小学校に就学するまでの3月31日までとすべきところを、誤って5月31日までと請求し、これにより、育児短時間勤務の辞令についても、当該勤務期間を誤って5月31日まで発令されていた。さらに、看護師Aは実際には4月1日からフルタイムで勤務していたが、給与計算においては4月1日から5月31日まで育児短時間勤務として扱われたため、本来支給されるべき給与の額より4月支給分及び5月支給分それぞれ127,285円、合計254,570円少ない額が支給されていた。また、看護師Bが育児短時間勤務の承

認を病院事業管理者に請求する際、当該勤務期間は子が小学校に就学するまでの令和 6 年 3 月 31 日までとすべきところを、誤って 5 月 6 日までと請求し、これにより、育児短時間勤務の辞令についても、当該勤務期間を誤って 5 月 6 日まで発令されていた。

今後は、地方公務員の育児休業等に関する法律、岐阜市病院事業の企業職員の給与の種類及び基準に関する条例施行規程並びに岐阜市病院事業職員の勤務時間、休暇等に関する規程を遵守し、適正な事務の執行に努められたい。

(4) 交通事故の防止について

令和 5 年 4 月から令和 6 年 3 月までの間に、公用車の後退時における事故が 1 件発生し、職員が同乗していたが、降車及び誘導をしていなかった。

後退時の安全確認の励行について指導されたい。

(5) 個人情報保護の徹底について

個人情報の保護に関する法律第 67 条は、個人情報の取扱いに従事する行政機関等の職員は、その業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない旨規定している。また、同法第 66 条は、「行政機関の長等は、保有個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の保有個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。」と規定している。

しかしながら、令和 5 年 6 月 21 日に看護師が外科外来の患者に渡した書類の中に、当該患者も含めた 8 名の個人情報（氏名、年齢、病名、手術の術式等）が記載された週間手術予定表が紛れ込んでいた。

今後は、同様な事案が起こらないよう、職員に対し、個人情報の保護に関する法律を遵守し、個人情報の取扱いに十分注意するよう指導徹底を図られたい。

(6) 適正なたな卸資産の管理について

市民病院は、たな卸資産として、薬剤部は薬品を中央検査部は試薬をそれぞれ管理しており、毎年 9 月末及び 3 月末に実地たな卸を行い、その結果を管理者に報告している。

令和 5 年 3 月 31 日に実地たな卸を実施した際、物流管理システム上で把握している在庫数と実際の在庫数に多数の過不足が発生していた。

その後、これを受けて、改善に向けた取組がなされ、さらに令和 6 年 1 月に

物流管理システムを更新したものの、令和6年3月29日に実地たな卸を実施した結果、物流管理システム上で把握している在庫数と実際の在庫数に引き続き過不足が発生していた。

今後は、過不足が発生した原因を徹底究明し、再発防止により真摯に取り組み、たな卸資産を適正に管理されたい。

昨年度の定期監査及び行政監査においても同様の指摘をしているが、物流管理システム上で把握している在庫数と実際の在庫数に過不足が発生していたため再度指摘するものである。しっかりと対応されたい。